

# こんなところにとらなるの芽 (No.57)

~ちょっと気になる消費生活情報をお届けします~



## お薬手帳を持っていくと支払金額が変わる？

お薬手帳を持っていると調剤薬局で支払う金額が変わるという話、聞いたことがありますか？平成 28 年 4 月に診療報酬が改定され、手帳を持参することで金額が変わる場合がありますので、その内容をご紹介します。

### お薬手帳とは

お薬手帳とは、病院等で処方された薬などを記録するための手帳です。使っている薬の名前や量、薬を使った際に気付いた副作用やアレルギーの有無などを記録することができます。医師や薬剤師はそれを見て、「飲み合わせの悪い薬がないか」「他の病院で処方された薬と重複していないか」などをチェックするので、病院や薬局に行くときには持っていくと良いでしょう。

また、適切な情報を薬剤師等に提供するために、お薬手帳は 1 冊にまとめるようにしましょう。



### お薬手帳のあるなしで料金が違う？

お薬代など医療機関等で保険診療を受けた際に支払う料金算定の基本となる診療報酬点数は厚生労働省が定めています。2年に1度見直しがされ、平成 28 年 4 月に改定がありました。

お薬代として薬局に支払う料金のうち、お薬手帳の有無で変わってくるのは薬剤服用歴管理指導料です。

一般的な薬局では、処方せん 1 回にかかる薬剤服用歴管理指導料は 500 円です。ただし、①原則 6 ヶ月以内に同じ薬局で処方せんの受付をしていて、②お薬手帳を持参するという 2 つの条件を満たす場合は 380 円になります。お薬手帳を持参しない場合との差額は 120 円なので、健康保険で 3 割負担の場合で考えると、患者さんが窓口で支払う金額に 36 円相当の違いが生じます（実際には、10 円単位の端数調整があります）。

なお、お薬手帳を持参した場合に薬剤服用歴管理指導料が安くなるのは一般的な薬局であり、例えば大病院の近くに店舗を構えて集中的に処方せんを受け付けている薬局など、いわゆる「大型門前薬局」の場合は、お薬手帳の有無に関わらず薬剤服用歴管理指導料は 500 円で変わりません。

一般的な薬局における薬剤服用歴管理指導料

原則	500円 3割負担の場合は150円相当
以下の条件を満たす場合 ・同じ薬局で処方せん受付 ・お薬手帳を持参 原則6ヵ月以内	380円 3割負担の場合は114円相当

お薬代には、薬剤服用歴管理指導料のほか、調剤基本料、調剤料、薬剤料などがあり、処方薬の内容や処方する薬局によって料金は変わってきます。薬局等は、患者さんがお薬代等について理解できるよう、窓口等わかりやすい場所に掲示をしたり、患者さんの求めに応じて説明をする必要があります。薬を処方された際に受け取る領収書、明細書の内訳や薬局の掲示をよく確認し、内容でわからないことがあれば、薬局等に確認をしましょう。

## 電子版のお薬手帳はどうなるの？

いつも持ち歩いているスマートフォンにアプリ等電子版のお薬手帳を入れておけば、うっかり手帳を忘れるということもなくなるかもしれません。

今回の改訂で、電子版のお薬手帳についても、紙媒体と同等の機能を有する場合は、診療報酬の算定において紙のお薬手帳と同じ取り扱いになりました。ただし、「手帳を提供した薬局以外の医療機関及び患者が容易に手帳の内容を閲覧し、手帳へ記入し、その内容を紙媒体へ出力できること」や、セキュリティや個人情報保護に関して関係法令の遵守など、一定の要件を満たした電子手帳に限られています。

電子版のお薬手帳の利用を希望する際は、事前に薬局等に相談すると良いでしょう。

### ここに気を付けよう！

- ・ お薬手帳の意義と役割を知り、賢く利用する。
- ・ 薬局の掲示や領収書、明細書をよく確認して、内容に疑問があったら薬局に確認する。

